



平成 22 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名	セブンシーズ・テックワークス株式会社
代表者名	代表取締役社長 川嶋 誠 (コード番号 2338 東証マザーズ)
問合せ先	取締役管理部長 村山 雅経
T E L	03-5225-9889 (代表)

株主代表訴訟に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 9 月 27 日に、当社個人株主 2 名から当社取締役等 7 名に対して損害賠償を請求する株主代表訴訟を提起した旨の平成 22 年 9 月 21 日付訴訟告知書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 原告
木本俊行、田中成奉
2. 被告
当社取締役 5 名
当社元取締役 2 名
3. 訴えの概要
 - (1) 被告らの安易な経営判断に基く DR Fortress, LLC への投資及び貸付により、不良債権を取得し、為替差損の損害を被ることに至った。
 - (2) 当社の株式会社 A&M コーポレーションへの貸付により、当該債権が不良債権化している。また、株式会社ピーアール・ライフの株式会社 A&M コーポレーションへの貸付により当該債権が不良債権化し、当社が保有する株式会社ピーアール・ライフの株価が減価している。
 - (3) 以上により、被告らは、連帯して、その損害額の合計 839,095,870 円を賠償するように請求するものであります。
4. 公告
当社は、訴訟告知書を受領し、当社ホームページにて次の公告を行う予定であります。
「当社株主木本俊行氏及び田中成奉氏から、当社取締役等 7 名に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟が東京地方裁判所（平成 22 年（ワ）第 33297 号）に提起されましたので、会社法第 849 条第 4 項の規定により公告いたします。」
5. 当社の見解
当社は、本日開催の取締役会にて、当社が被告（当社取締役等 7 名）側へ補助参加をすることを決

定いたしました。

また、当社が補助参加することに、監査役全員が同意しております。

平成 22 年 6 月 11 日付で本訴訟の原告株主から当社監査役 3 名に対し、取締役等に善管注意義務違反があることから、損害賠償請求を行うよう提起請求を受けましたが、監査役が詳細な調査を行った結果、株主の主張する前提に基本的な誤りがあり、経営判断は妥当で、善管注意義務違反はないものと判断されました。その結果、取締役等を提訴する必要はないものとして、監査役は原告株主に対して、平成 22 年 7 月 30 日付「不提訴理由の通知書」にて通知しております。

6. 業績に与える影響

本訴訟は株主が取締役等 7 名を訴えているものであり、当社の業績に影響はありません。

以上